

令和 8 年度
人権に関する児童生徒の作品
募集要項



令和7年度「人権に関する児童生徒の作品」標語ポスター部門 知事賞受賞作品（高校生の部）
上田 夕珠さん（徳島商業高等学校3年）

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター

令和8年度 人権に関する児童生徒の作品募集要項

1 目的

人権に関する児童生徒の作品（意見発表に係る作文、作詩作曲、標語ポスター）を募集し、入賞作品の表彰・発表・展示を行うとともに、さまざまな学習教材や啓発資料などに活用して県民の人権意識の高揚を図ることによって、人権教育・啓発の推進に資することを目的として実施する。

2 主催

- ◎ 徳島県
- ◎ 徳島県教育委員会
- ◎ 徳島県立人権教育啓発推進センター
指定管理者 特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット

3 後援（申請手続中）

- ◎ 徳島県小学校長会
- ◎ 徳島県中学校長会
- ◎ 徳島県高等学校長協会
- ◎ 徳島県特別支援学校長会
- ◎ 徳島県人権教育研究協議会

4 募集作品及び応募対象

| 募集作品部門 | 応募対象 |
|-----------|--|
| 意見発表に係る作文 | 中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の中学部・高等部 |
| 作詩作曲 | 中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の中学部・高等部 |
| 標語ポスター | 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の小学部・中学部・高等部 |

※人権教育・啓発の推進に向けて広く活用させていただく目的で募集している。このため、作品・作者名が公表できる作品を対象とする。

5 テーマ（各作品共通）

人権尊重 ～ひと・いのち・ふれあい～

6 作品の内容及び規定

応募作品については、テーマにそった創作による人権教育・啓発の推進に資する内容の未発表作品とする。

※未発表の作品とは、他の作品募集等に重複して応募していないことも含む。

| 応募作品部門 | 応募作品規定 |
|-----------|--|
| 意見発表に係る作文 | ★意見発表を前提とした、400字詰め原稿用紙5枚以内（厳守）の作文 ★個人作品とする |
| 作詩作曲 | ★個人もしくは同一校内のグループの作成による作詩作曲 ★2分以上5分以内（厳守）に演奏できる楽曲とする |
| 標語ポスター | ★絵画に標語を組み込んだ個人作品 ★画用紙の規格は、四つ切サイズ（392mm×542mm）とする |

7 応募方法

(1) 応募作品の提出先

- ① 小学校に在籍する児童の作品については、各学校よりそれぞれの所属する郡市小学校長会の人権担当係校長へ提出する。
- ② 中学校・中等教育学校（前期課程）に在籍する生徒の作品については、各学校よりそれぞれの所属する郡市中学校長会の人権担当係校長へ提出する。
- ③ 高等学校・中等教育学校（後期課程）に在籍する生徒及び特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒の作品については、各学校よりそれぞれの所属するブロックの県高等学校・特別支援学校人権教育研究会（以下、「高特人研」という。）支部長へ提出する。
- ④ 私立の小学校・中学校・高等学校（以下、「私立学校」という。）に在籍する児童生徒からの応募作品については当該校で取りまとめる。

(2) 応募作品の提出期限

小学校・中学校・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒の作品の提出期限については、各郡市小学校長会の人権担当係校長及び各郡市中学校長会の人権担当係校長並びに各ブロックの高特人研支部長が定める日までとする。

私立学校に在籍する児童生徒の作品については、当該校長の定める日までとする。

8 1次審査の手順

(1) 審査方法

小学校・中学校・中等教育学校及び高等学校・特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒からの応募作品を対象とした1次審査は、各郡市小学校長会の人権担当係校長及び各郡市中学校長会の人権担当係校長並びに各ブロックの高特人研支部長が選任した審査委員により行い、選出された作品を各郡市・各ブロックの1次審査で選出された代表作品（以下、「代表作品」という。）として決定する。

なお、私立学校からの作品については、各校内の応募作品を対象に当該校での選考により、代表作品を決定する。

(2) 選出する各代表作品数

① 意見発表に係る作文

代表作品数は、次のとおりとする。

| | 各郡市 代表作品 | 特別支援学級から の各郡市代表作品 | 各ブロック 代表作品 | 各私立学校代表作品 (各学校ごとの代表) |
|----------------------|-------------------|----------------------|---------------|-------------------------|
| 中学校 中等教育学校(前期課程) | 1 (徳島市・名東郡は 2) | 1 (徳島市・名東郡は 2) | | 1 |
| 高等学校 中等教育学校(後期課程) | | | 5 | 1 |
| 特別 支援学校 | | | | |
| 中学部 | | | 2 | |
| 高等部 | | | 2 | |

② 作詩作曲

各郡市の中学校・中等教育学校（前期課程）、各ブロックの高等学校・中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（中学部・高等部）並びに私立の中学校・高等学校からの応募作品は、審査を経ないで、すべての作品を最終審査対象作品として、各郡市・各ブロック及び各私立学校の代表作品報告書に記載の上、徳島県立人権教育啓発推進センター（以下、「あいぼーと徳島」という。）へ提出する。

③ 標語ポスター

代表作品数は、次のとおりとする。

| | 各 郡 市 代 表 作 品 | 特別支援学級から の各郡市代表作品 | 各ブロック 代 表 作 品 | 各私立学校代表作品 (各学校ごとの代表) |
|-------------------------|------------------|----------------------|------------------|-------------------------|
| 小学校（1・2年） | 5 | 5 (※全学年を通して) | | 1 |
| 小学校（3・4年） | 5 | | | 1 |
| 小学校（5・6年） | 5 | | | 1 |
| 中 学 校 中等教育学校（前期課程） | 10 | | | 1 |
| 高 等 学 校 中等教育学校（後期課程） | | | 25 | 1 |
| 特 別 支 援 学 校 | 小学部 | | 10 | |
| | 中学部 | | 10 | |
| | 高等部 | | 10 | |

▶ 徳島市・名東郡の小学校は各10、中学校・中等教育学校(前期課程)は20

※中学校・中等教育学校(前期課程)は、各郡市代表作品として10作品(徳島市・名東郡は20作品)、このうち、特別支援学級から応募のあった場合は、1作品以上選出することとする。

9 代表作品の提出

(1) 各郡市・各ブロック及び各私立学校の代表作品提出について

各郡市及び各ブロックの代表作品は、各郡市小学校長会及び中学校長会の人権担当係校長並びに各ブロックの高特人研支部長の記名・押印された報告書※（所定の様式）を添付して、あいぽーと徳島へ提出する。

また、各私立学校の代表作品については、当該校長の記名・押印された報告書※を添付して、当該校よりあいぽーと徳島へ提出する。

なお、「作詩作曲」については、前述〔8-(2)-②〕のとおり、全作品を最終審査対象作品として、あいぽーと徳島へ提出する。

※報告書様式は、あいぽーと徳島のホームページに掲載する。

(2) 各代表作品は、次のとおり作品部門ごとに揃えて提出する。

| 作 品 部 門 | あいぽーと徳島への提出物 |
|-------------|---|
| 意見発表に係る作文 | ★作文の原稿 ★意見発表として録音した音源データ(※メールによるデータ提出推奨) ◎審査委員会で使用するため学校名・学年・名前の読み上げはしない。 |
| 作 詩 作 曲 | ★詩の原稿 ★楽譜 ★楽曲演奏を録音した音源データ(※メールによるデータ提出推奨) |
| 標 語 ポ ス タ ー | ★原画（裏面に、学校名・学年・作者名を明記のこと） |

◎送信先メールアドレス info@aiport.jp

(3) 各代表作品の提出期限

■小学校・中学校・中等教育学校(前期課程) 令和8年9月9日(水)まで

■高等学校・中等教育学校(後期課程)・特別支援学校 令和8年9月16日(水)まで

※9月7日(月)及び9月14日(月)は休館日

10 最終審査の手順

(1) 主催者及び外部委員で構成する審査委員会において、各郡市・各ブロック等から提出された代表作品を対象に審査し、入賞作品を決定する。

① 意見発表に係る作文

「作文原稿」及び「意見発表の録音」を対象に審査し、入賞作品を決定する。

② 作詩作曲

「詩の原稿」「楽譜」「楽曲演奏の録音」を対象に審査し、入賞作品を決定する。

③ 標語ポスター

「原画」を対象に審査し、入賞作品を決定する。

(2) 入賞作品数(次の数を基準とする)

① 意見発表に係る作文

| 賞名 | 中学校 | 中等教育学校 (前期課程) | 特別支援学校 (中学部) | 高等学校 | 中等教育学校 (後期課程) | 特別支援学校 (高等部) | 合計 |
|------|-----|------------------|-----------------|------|------------------|-----------------|----|
| 知事賞 | | 1 | | | 1 | | 2 |
| 教育長賞 | | 2 | | | 2 | | 4 |
| 理事長賞 | | 3 | | | 3 | | 6 |

② 作詩作曲

| 賞名 | 合計 |
|------|----|
| 知事賞 | 2 |
| 教育長賞 | 4 |
| 理事長賞 | 6 |

③ 標語ポスター

| 賞名 | 小学校・特別支援学校(小学部) | | | 中学校 | 高等学校 | 合計 |
|------|-----------------|------|------|-----|------|----|
| | 1・2年 | 3・4年 | 5・6年 | | | |
| 知事賞 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 |
| 教育長賞 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 40 |
| 理事長賞 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 75 |

11 審査結果の通知

入賞者には、令和8年10月末を目途に、在籍する学校長を通じて通知する。

12 作品の返却

標語ポスターについては、令和9年1月中旬に返却予定

13 作品の使用(出版物掲載・展示・上映等)

入賞作品は、人権教育啓発の教材や資料として活用する。

■意見発表に係る作文部門及び作詩作曲部門については、知事賞・教育長賞受賞作品の発表動画を制作し、展示会場等において上映する。

■標語ポスター部門については、全受賞作品をデータ化し、保管する。

※出版物掲載や展示等、使用を希望する場合は、あいぽーと徳島まで連絡してください。

14 その他

(1) 入賞者(個人及びグループ)には、賞状及び記念品を贈る。

(2) 入賞作品の著作権は、徳島県に帰属する。

令和8年度 人権に関する児童生徒の作品

表彰式

- ☒ 日 時 令和8年12月6日(日) 午前11時から
- ☒ 場 所 徳島県立二十一世紀館「イベントホール」
- ☒ 次の受賞者
 - ☆意見発表に係る作文 / 知事賞・教育長賞
 - ☆作 詩 作 曲 / 知事賞・教育長賞
 - ☆標 語 ポ ス タ ー / 知事賞・教育長賞

発表(上映)会・展示会

- ☒ 日 時 令和8年12月6日(日)～12月13日(日)
午前10時から午後4時まで
※ただし、12月7日(月)は休館日
- ☒ 場 所 徳島県立二十一世紀館「多目的活動室」
- ☒ 次の入賞作品
 - ☆発表(上映)会 意見発表に係る作文 / 知事賞・教育長賞
作 詩 作 曲 / 知事賞・教育長賞
 - ☆展 示 会 標 語 ポ ス タ ー / 知事賞・教育長賞・理事長賞

応募に関する問い合わせ先及び選出作品の提出先

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内
徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」
指定管理者 特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

電 話 088-664-3719
ファクシミリ 088-664-3727
E-mail info@aiport.jp
U R L <https://www.aiport.jp>

あいぽーと徳島

(徳島県立人権教育啓発推進センター)

指定管理者／特定非営利活動法人 徳島ヒューマンネット

〒770-0873 徳島市東沖洲2-14 沖洲マリントーミナルビル内

電話(088)664-3719 ファクシミリ(088)664-3727

E-mail info@aiport.jp